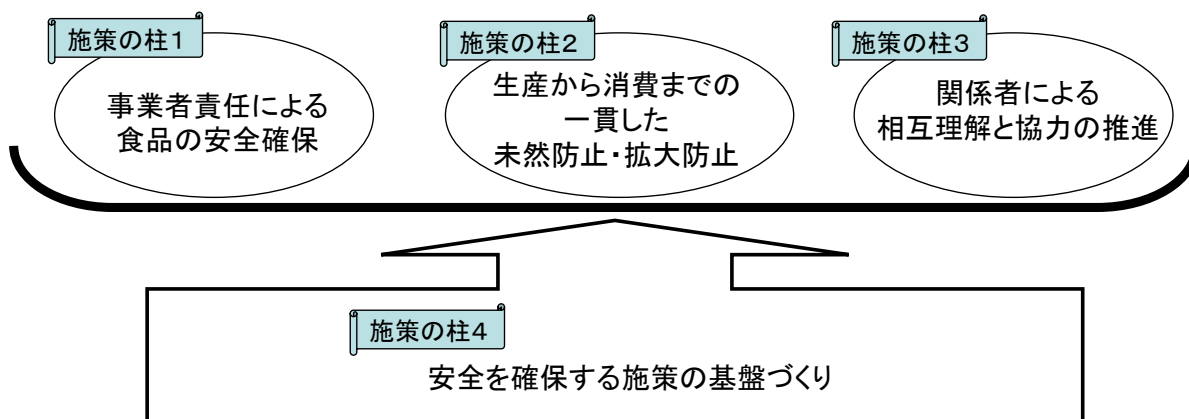


第3章 生産から消費に至る食品安全確保のための基本施策

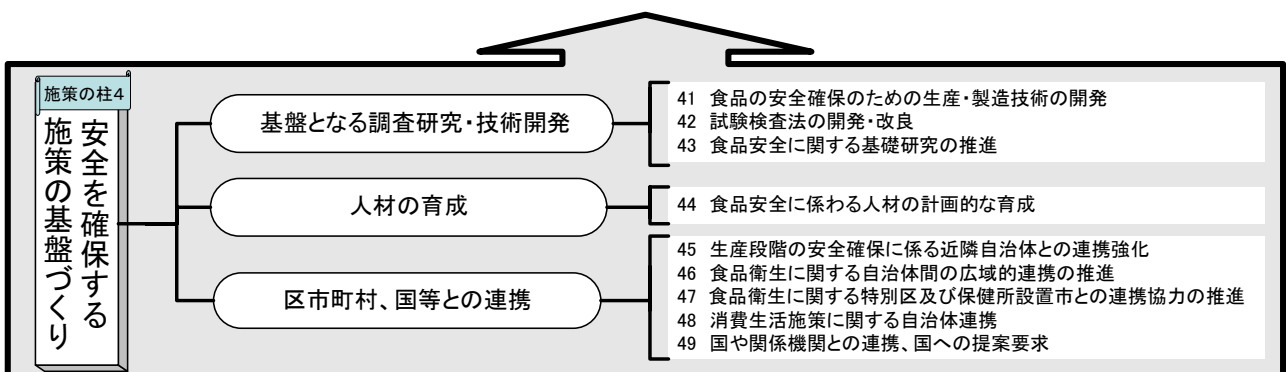
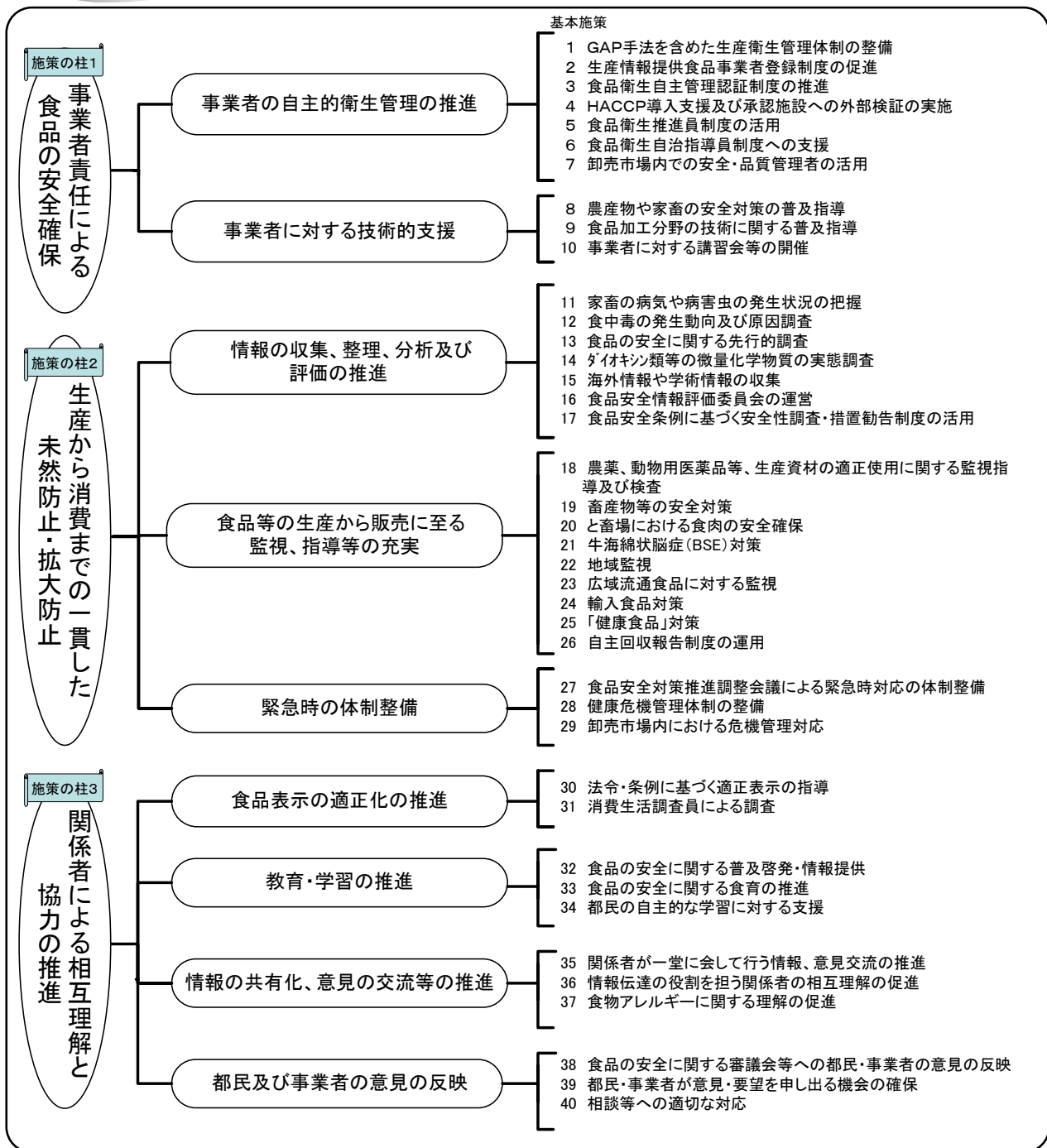
1 基本施策の体系

第2章において、新たな課題に迅速・的確に対応するため、重点的・優先的に取り組む施策を戦略的プランとして位置づけ、今後5年間に都が進むべき方向性を示しました。

この章では、生産から消費に至る各段階で、都の関係各局が取り組んでいる食品の安全確保に関するすべての施策を「基本施策」とし、食品安全条例の基本理念を踏まえた「施策の柱1」から「施策の柱3」に加え、各施策の基盤となる「施策の柱4」をもとに49の「基本施策」を体系化し、都の取組の全体像を明示します。



都における食品安全確保施策の総合的な体系



2 基本施策の概要

施策の柱1「事業者責任による食品の安全確保」に基づく基本施策

事業者の自主的衛生管理の推進（基本施策1～7）

食品の生産から販売に至る各段階で、食品の安全確保に向けた事業者の自主的な取組を一層促進するための施策

基本施策1 GAP手法を含めた生産衛生管理体制の整備

- ・より安全な農産物を生産し、都民の信頼確保を図るため、GAP（農業生産工程管理手法）による管理手法の導入を含め、事業者による生産衛生管理体制を整備する。

基本施策2 生産情報提供食品事業者登録制度の促進

- ・都民が食品を選択する際の一助となるよう、生産情報を積極的に提供している事業者を登録し、都民に広く公表する制度の普及を推進する。



基本施策3 食品衛生自主管理認証制度の推進

- ・飲食店や食品製造施設などの食品関係施設で行われている衛生管理について、都が定める基準を満たした施設を申請に基づき認証し、これを広く都民に公表する。
- ・制度の普及拡大により、事業者の自主的衛生管理の推進を図る。



基本施策4 ハサップ（HACCP⁴³）導入支援及び承認施設への外部検証の実施

- ・ハサップシステムを法的に位置付けた制度である「総合衛生管理製造過程⁴¹」の承認を目指す施設への技術的支援を行う。
- ・承認施設に対し、ハサップシステムが適切・確実に行われるよう外部検証を実施する。

基本施策5 食品衛生推進員⁴²制度の活用

- ・食品衛生推進員に対して、食品安全に関する最新の情報を提供するなどの支援を行い、食品衛生推進員による事業者への指導・助言等を通して、食品事業者全体の衛生管理を向上させる。



食品衛生推進員委嘱式

⁴³ HACCP：64ページ参照

⁴¹ 総合衛生管理製造過程：60ページ参照

⁴² 食品衛生推進員：58ページ参照

基本施策6 食品衛生自治指導員制度⁴³への支援

- ・事業者団体が実施している、自治指導員の巡回指導活動による事業者への指導・助言が、より適切に行われるよう、自治指導員に対する衛生教育などの支援を行う。



食品衛生自治指導員による街頭相談

基本施策7 卸売市場内での安全・品質管理者の活用

- ・中央卸売市場における食の安全確保に関する取組の推進者として設置した「安全・品質管理者」を活用し、危機管理対応の強化及び衛生水準の向上を図るとともに自主的品質管理を推進する。

⁴³ 自治指導員制度：54 ページ参照

事業者に対する技術的支援（基本施策 8～10）

事業者に対して、食品の生産・加工技術や法令等に関する情報提供等を行い、食品の安全確保に関する技術水準の向上を図るための施策

基本施策 8 農産物や家畜の安全対策の普及指導

- ・農薬をはじめとする生産資材の適正使用に関する情報提供や、と畜検査⁴⁴による疾病情報の還元など、生産者への技術的な支援を行う。



家保通信の発行

基本施策 9 食品加工分野の技術に関する普及指導

- ・食品技術センター⁴⁵の試験室の利用公開や、事業者ニーズに対応した技術開発、最新の加工技術の普及などの支援を行い、事業者の食品安全確保のための技術水準を向上させる。



食品技術センターでの講習会

基本施策 10 事業者に対する講習会等の開催

- ・輸入食品関係事業者講習会や「健康食品」取扱事業者講習会、コンプライアンス向上セミナーなど、事業の内容に応じた講習会を開催し、関係法令等の改正や違反事例、食中毒予防策など、事業者が必要とする情報を提供する。
- ・各施設で衛生管理の核となる「食品衛生責任者⁴⁶」に対して衛生講習会を開催し、適切な衛生管理を促進する。



輸入食品関係事業者講習会

⁴⁴ と畜検査：63 ページ参照

⁴⁵ 食品技術センター：59 ページ参照

⁴⁶ 食品衛生責任者：58 ページ参照

施策の柱2「生産から消費までの一貫した未然防止・拡大防止」に基づく施策

情報の収集、整理、分析及び評価の推進（基本施策11～17）

食品の安全に関する様々な情報を幅広く収集して分析し、その結果を監視指導に活かすなど具体的な施策へ反映して、健康への悪影響を未然に防止する施策

基本施策11 家畜の病気や病害虫の発生状況の把握

- ・動物用医薬品の適正な使用を通じて安全な畜産物を供給するため、家畜保健衛生所において家畜の病気の検査及び調査を実施する。
- ・病害虫の種類に合った農薬等の安全かつ適正な使用を指導するため、病害虫防除所において病害虫の発生状況を把握する。



家畜保健衛生所における
鳥インフルエンザ⁴⁷の検査

基本施策12 食中毒の発生動向及び原因調査

- ・食中毒の散発患者や無症状の病原体保有者の喫食内容や行動を調査・分析し、感染源の解明に活用する。
- ・特別区との連携を推進し、速やかな食中毒関連情報の収集、解析に努め、食中毒による健康被害の未然防止・拡大防止を図る。

基本施策13 食品の安全に関する先行的調査

- ・国内外の最新情報を広く収集、整理し、必要とされる課題について、先行的に実態を調査し、必要に応じて都民への情報提供、効果的な監視手法の検討など施策への反映や、国への提案要求などに活用する。

基本施策14 ダイオキシン類等の微量化学物質の実態調査

- ・新たな知見等に対応しながら継続した調査を実施し、調査結果は必要に応じて専門家へ評価を依頼し、都民や事業者へ情報提供を行う。

東京湾産魚介類を対象とした、ダイオキシン類等の含有量調査

都内に流通する農畜産物、魚介類を対象としたPCB、有機水銀、有機スズ化合物、カドミウム⁴⁸などの有害化学物質の食品汚染実態調査

環境中のダイオキシン類等のモニタリング調査



ダイオキシン類土壌環境調査
(試料採取状況)

⁴⁷ 鳥インフルエンザ：63 ページ参照

⁴⁸ カドミウム：50 ページ参照

基本施策 15 海外情報や学術情報の収集

- ・インターネット、海外の専門誌、各種学会誌等を定期的に調査し、海外での食品等の事件・事故や学会における研究発表など食品の安全に関する最新の情報を収集する。

基本施策 16 食品安全情報評価委員会の運営

- ・食品の安全に関する情報を幅広く収集し、その情報について、理化学・微生物学等の専門家及び都民で構成される食品安全情報評価委員会で都民生活への影響を評価し、その評価結果を踏まえ、重点監視や都民・事業者への情報提供、国への提案要求等を行う。

基本施策 17 食品安全条例に基づく安全性調査・措置勧告制度の活用

- ・規格基準が定められていないなど、法で対応することが困難な食品等について、健康への悪影響を未然に防止する観点から必要と判断される場合には、食品安全条例に基づき、安全性調査⁴⁹を実施する。調査の結果、改善等が必要と判断される場合には、事業者へ措置の実施について勧告し、公表を行う。
- ・調査・勧告に当たっては、あらかじめ食品安全情報評価委員会に意見を求める。

⁴⁹ 知事の安全性調査・措置勧告制度：61 ページ参照

食品等の生産から販売に至る監視、指導等の充実（基本施策 18～26）

関係各局が連携して食品の生産から販売に至るすべての段階で監視指導や検査を行い、食品の安全確保を図る施策

基本施策 18 農薬、動物用医薬品等、生産資材の適正使用に関する監視指導及び検査

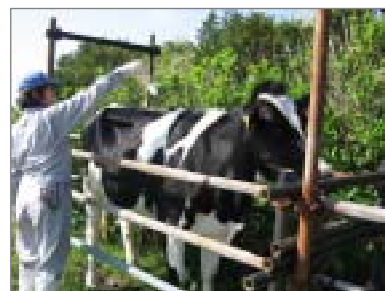
- 食品原材料としての農産物や畜産物の安全確保を図るため、農薬取締法⁵⁰、肥料取締法⁵¹、飼料安全法⁵²及び薬事法等の関連法令を周知し、生産資材の適正使用及びその記録と保管について指導する。



普及指導員⁵³による指導

基本施策 19 畜産物等の安全対策

- 食品の原材料となる家畜等の健康管理や飼育場の衛生管理指導を実施する。
- 養殖魚の衛生管理指導や養殖場の調査監視等を実施する。

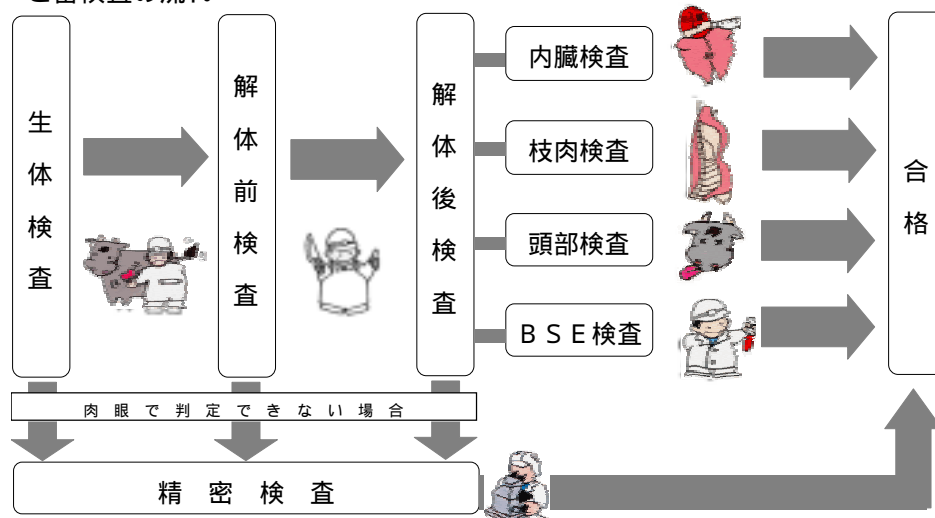


家畜保健衛生所職員による牛のダニ駆除

基本施策 20 と畜場における食肉の安全確保

- と畜場において、食用となる牛豚等について、生きている段階から枝肉になるまでのそれぞれの段階で、と畜検査員が1頭毎に検査し、疾病を排除する。
- 衛生的なと畜解体作業により、食肉の安全確保を図る。

と畜検査の流れ



⁵⁰ 農薬取締法：64 ページ参照
⁵¹ 肥料取締法：65 ページ参照

⁵² 飼料安全法：59 ページ参照
⁵³ 普及指導員：65 ページ参照

基本施策 21 牛海綿状脳症（BSE）対策

- ・生産段階において、死亡牛・起立不能牛等のBSE検査、家畜個体識別、牛用飼料の抽出検査などの対策を実施する。
- ・と畜場において、BSEスクリーニング検査⁵⁴を実施するとともに、牛肉の加工段階を含め、特定危険部位⁵⁵の確実な除去等、適正な処理について監視指導を実施する。



BSEスクリーニング検査風景

基本施策 22 地域監視

- ・地域の営業施設・設備に対する監視指導のほか、衛生管理や表示事項等に関する監視指導を実施する。
- ・食品に関する苦情や食中毒事件発生時に、原因調査を行い、必要に応じて原因施設に対する行政措置や再発予防策の指導を行う。



食品販売施設における監視指導

基本施策 23 広域流通食品に対する監視

- ・都内に広く流通する食品の安全を確保するため、大規模製造業、輸入業、卸売市場、倉庫業など製造・流通の拠点となる事業施設等の監視指導を専門的に実施する。
- ・重大な健康被害の発生やそのおそれがある場合などには、都市区が連携して都内全域を対象に緊急監視を実施する。



卸売市場における監視指導

基本施策 24 輸入食品対策

- ・健康安全研究センター内に設置されている輸入食品の専門監視班を中心に、都内の輸入業、輸入食品の倉庫などを対象に、輸入食品の残留農薬、カビ毒、遺伝子組換え食品、残留抗菌性物質などについて監視指導を行う。
- ・都内輸入事業者の自主管理を推進するため、厚生労働省が示した「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」⁵⁶を活用し、輸入食品の製造・加工・保管・輸送などの各段階における衛生管理についての指導を行う。

⁵⁴ BSEスクリーニング検査：65ページ参照

⁵⁵ 特定危険部位：62ページ参照

⁵⁶ 「輸入加工食品の自主管理に関する指針(ガイドライン)」：66ページ参照

基本施策 25 「健康食品」対策

- ・健康への悪影響の未然防止の観点から、市販されている「健康食品」を購入し、表示及び医薬品成分等の検査を実施する。インターネット広告等も定期的に調査し、広告の適正化を図る。
- ・医薬品成分等の含有が疑われるなど、健康被害が懸念される場合には、必要に応じて調査し、法に違反している場合は、販売禁止等の措置を行う。
- ・都民向けパンフレット等を作成し、正しい知識の普及、危害の未然防止に努める。
- ・医療機関等と連携し、「健康食品」の利用が疑われる健康被害情報の収集・分析及び医療機関への情報提供を行う。

基本施策 26 自主回収報告制度の運用

- ・事業者の自主回収情報を広く都民に公表することで、都民の協力のもと、違反食品等の迅速な回収を促進する。
- ・都民及び事業者に制度の周知を図る。



緊急時の体制整備（基本施策 27～29）

緊急時に迅速・的確に対応するため、関係各局の連携を強化し、危機管理体制の充実を図る施策

基本施策 27 食品安全対策推進調整会議による緊急時対応の体制整備

- ・ 庁内の各局連携組織である「食品安全対策推進調整会議」において、緊急時に議長（福祉保健局健康安全部長）が「緊急連絡会議」を招集し、対策を検討する。

基本施策 28 健康危機管理体制の整備

- ・ 事件発生時の対応方法や関係機関の連絡・連携体制を強化する。
- ・ 保健所の食品衛生監視員を中心とした関係職員の訓練を実施し、緊急時を想定した訓練を実施し、対応マニュアルの検証などにより、緊急時の対応能力を強化する。

基本施策 29 卸売市場内における危機管理体制の整備

- ・ 卸売市場における食品に関する事件・事故に際して「食品危害対策マニュアル」に基づき迅速かつ的確に対応する。

施策の柱3 「関係者による相互理解と協力の推進」に基づく基本施策

食品表示適正化の推進（基本施策30～31）

法令等に基づく食品表示の指導を徹底するとともに、都民との協働による適正な食品表示の推進を図る施策

基本施策30 法令・条例に基づく適正表示の指導

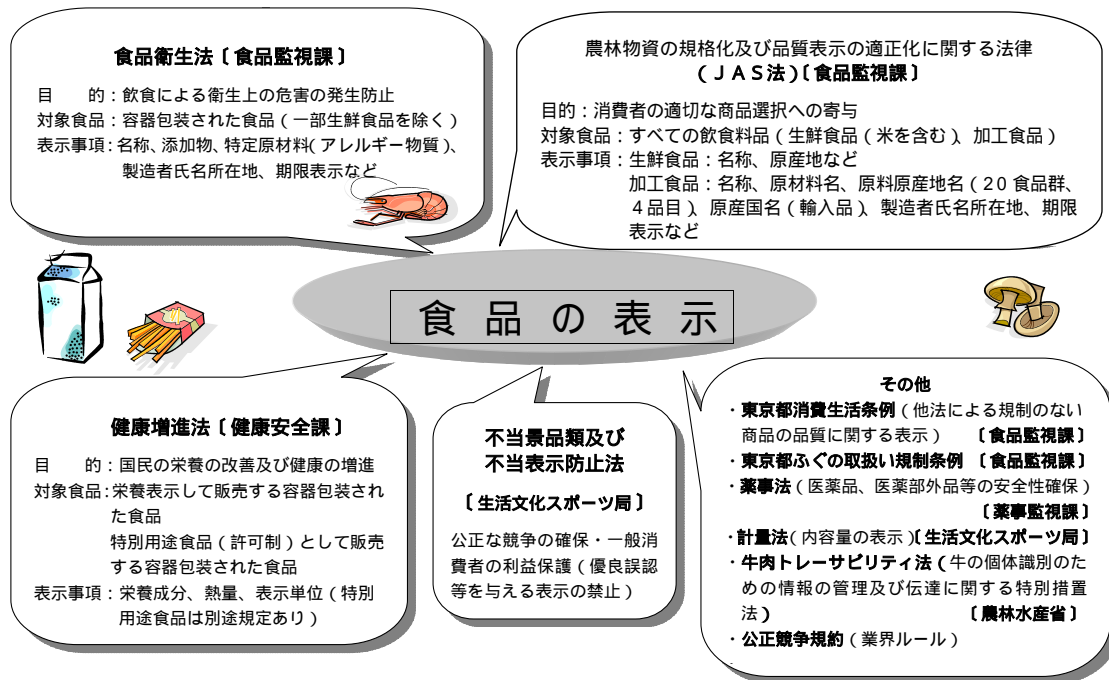
・関係部署が連携し、以下の各法令に基づく適正な食品表示を指導する。

【食品表示に関連する主な法令】

食品衛生法、JAS法、健康増進法、計量法⁵⁷

景品表示法、消費生活条例⁵⁸等

食品表示の主な関係法令



基本施策31 消費生活調査員による調査

・法改正による新たな表示事項や、違反状況等に基づき選定した調査項目について、消費生活調査員が、都内のスーパー等で販売されている食品の表示調査を実施する。調査の結果、問題があるものについては、都が事業者を指導する。

⁵⁷ 計量法：51ページ参照

⁵⁸ 消費生活条例の品質表示：55ページ参照

教育・学習の推進（基本施策 32～34）

都民や事業者が、正しい情報を必要なときにいつでも入手できる環境の整備や、地域、学校、家庭における食育の推進を図るための施策

基本施策 32 食品の安全に関する普及啓発・情報提供

- ・食品の安全に関する普及啓発資材、各局のホームページ、報道機関への公表など様々な媒体を通じて、食品の安全や安全対策に関する情報を適切に分かりやすく都民・事業者を提供する。

基本施策 33 食品の安全に関する食育の推進

- ・都民向けの講座や講習会、学校教育の場、事業者との交流等を通じて、都民に食品の安全に関する教育・学習の機会を提供する。



東京都食育フェアの開催

基本施策 34 都民の自主的な学習に対する支援

- ・食品の安全に対する都民の意識の向上を図るため、都民が自主的に学習する際の各種教材や学習する場を提供するなどの支援を行う。



東京都消費者月間事業
「見て 食べて 学んで 農業交流ツアー in 東京」

情報の共有化、意見の交流等の推進（基本施策 35～37）

食品の安全に関連する様々なテーマについて、都、都民、事業者の間で正しい情報や意見の交流を図るための施策

基本施策 35 関係者が一堂に会して行う情報・意見交流の推進

- ・食の安全都民フォーラムなどの意見交流の場を充実し、より多くの関係者ととも、食品の安全に関する様々なテーマについて情報や意見の交流を推進し、関係者間の相互理解を図る。



食の安全都民フォーラム

基本施策 36 情報伝達の役割を担う関係者の相互理解の促進

- ・消費者団体や報道機関の記者など、都民に食品の安全性情報を伝達する役割を担う関係者と食の安全に関する専門家とを交え、食品の安全性やリスクについての考え方、都民への情報提供のあり方等について意見や情報を交換し、関係者の相互理解の促進を図る。

基本施策 37 食物アレルギーに関する理解の促進

- ・食品を取り扱う事業者に対してアレルゲン管理についての技術指導を行う。アレルギー表示に係る検査体制を整備し、アレルギー表示の適正化を図る。

都民及び事業者の意見の反映（基本施策 38～40）

関係者の理解と協力に基づく安全確保を進めるため、科学的な評価を踏まえ、都民、事業者の意見の反映を図る施策

基本施策 38 食品の安全に関する審議会等への都民・事業者の意見の反映

- ・食品安全審議会、消費生活対策審議会⁵⁹、都の各保健所における地域保健医療協議会や食品衛生推進会議等で、食品の安全確保に関する施策について、調査・審議を行う。
- ・審議の過程において、意見を聴く会やパブリックコメントなどを行い、より多くの都民・事業者の意見反映を図る。



食品安全審議会

基本施策 39 都民・事業者が意見・要望を申し出る機会の確保

- ・消費生活条例に基づく「申出」⁶⁰の中で、食品の安全に関する内容について適切な調査を行い、必要に応じて施策に適切に反映する。
- ・全庁的な広聴事業を通して、都民から寄せられた都政に関する提言、意見・要望等について、各局において検討するとともに、その回答などを通じて、都民の理解と協力の推進を図る。

基本施策 40 相談等への適切な対応

- ・保健所や消費生活総合センター等に都民から寄せられる苦情や相談等は、食品による重大な健康危害事例等を探知するための重要な情報ともなり得ることから、これら苦情や相談等を受け付けた際には、保健所等において関係機関と連携し適切に調査を実施する。
- また、調査結果を都民に分かりやすく説明するなど、適切に対応する。

⁵⁹ 消費生活対策審議会：55 ページ参照

⁶⁰ 消費生活条例に基づく申出制度：55 ページ参照

施策の柱4「安全を確保する施策の基盤づくり」に基づく基本施策

基盤となる調査研究・技術開発（基本施策41～43）

検査・分析法やより高度な衛生管理手法など、安全確保対策の基礎となる研究・技術の開発を推進するための施策

基本施策41 食品の安全確保のための生産・製造技術の開発

- ・食品の殺菌や保存などの工業技術に関する試験研究や農薬残留回避技術の検討など、食品安全に係る生産技術の開発に関する研究を推進するとともに、事業者への普及を図る。

基本施策42 試験検査法の開発・改良

- ・検査法が確立されていない物質の検査技術の開発、検査の迅速性や精度向上を図るための試験検査法の改良などを進める。
- ・試験検査の適切な精度管理を行い、検査結果の信頼性を確保する。

基本施策43 食品安全に関する基礎研究の推進

- ・食中毒菌を死滅させるための加工・調理法や病原性の発生機序等の研究を推進し、その成果を学会発表等を通じて広く公表するとともに、必要に応じて安全確保施策へ反映させる。

人材の育成（基本施策44）

食品安全に関する新たな課題に適切に対応するために、食品の安全や安全対策についての知識を持った人材を育成するための施策

基本施策44 食品安全に係わる人材の計画的な育成

- ・食品衛生監視員をはじめとする食品安全に係わる人材に対し、最新の知識や技術などに関する情報を付与する技術講習会、専門研修等を実施するとともに、各種研修会等への派遣を行うなど、資質の向上を図る。

区市町村、国等との連携等（基本施策 45～49）

都内の区市町村、首都圏などの他自治体、国や関係機関等と定期的な情報交換を行うことにより、広域的な連携を強化し、適切な対応を行うための施策

基本施策 45 生産段階の安全確保に係る近隣自治体との連携強化

- ・ 都内で消費される農産物の安全な生産を図るため、都内の市場に入荷する青果物の4割を生産する関東近県の自治体と連携し、安全で安心な生産対策に関する情報交換や、都民への生産情報の提供などを推進する。

基本施策 46 食品衛生に関する自治体間の広域的連携の推進

- ・ 全国食品衛生主管課長連絡協議会、全国食肉衛生検査所協議会、全国市場衛生検査所協議会、首都圏食中毒防止連絡会などの組織を活用し、食品衛生に関する定期的な情報交換等を行う。
- ・ 違反処理、食中毒調査などに際し、関係自治体との速やかな連絡調整と適切な連携協力により、迅速・的確に対応する。

基本施策 47 食品衛生に関する特別区及び保健所設置市との連携協力の推進

- ・ 保健所を設置する自治体である特別区及び八王子市と都区協議及び都市協議に基づく連携協力体制⁶¹を構築し、製造、販売段階における食品の安全確保対策について、都市区一体となった取組を進める。

基本施策 48 消費生活施策に関する自治体連携

- ・ 消費生活に関する施策の相互の緊密な連携を確保するため、全国や区市町村の消費者行政担当課長会などの組織を活用し、定期的な情報交換等を行う。

基本施策 49 国や関係機関との連携、国への提案要求

- ・ 食品に係る違反処理等において、国や関係機関との情報交換を密に行い、適切な対応を図る。
- ・ 食品の規格基準の設定や輸入食品対策の充実強化等について、必要に応じて国への提案要求を行う。

⁶¹ 都市・都区協議に基づく連携協力体制：62 ページ